

# 第1期越谷市 こども計画

令和7年度～令和11年度

概要版

みんなでこども・若者の  
いま 現在と未来をサポート応援し、輝くまちをつくる

～わたしらしく**遊べる**・**学べる**・**働ける**・**育める**まちこしがや～

令和7年3月

越谷市

# 第1期越谷市こども計画とは？

## 計画策定の背景・目的

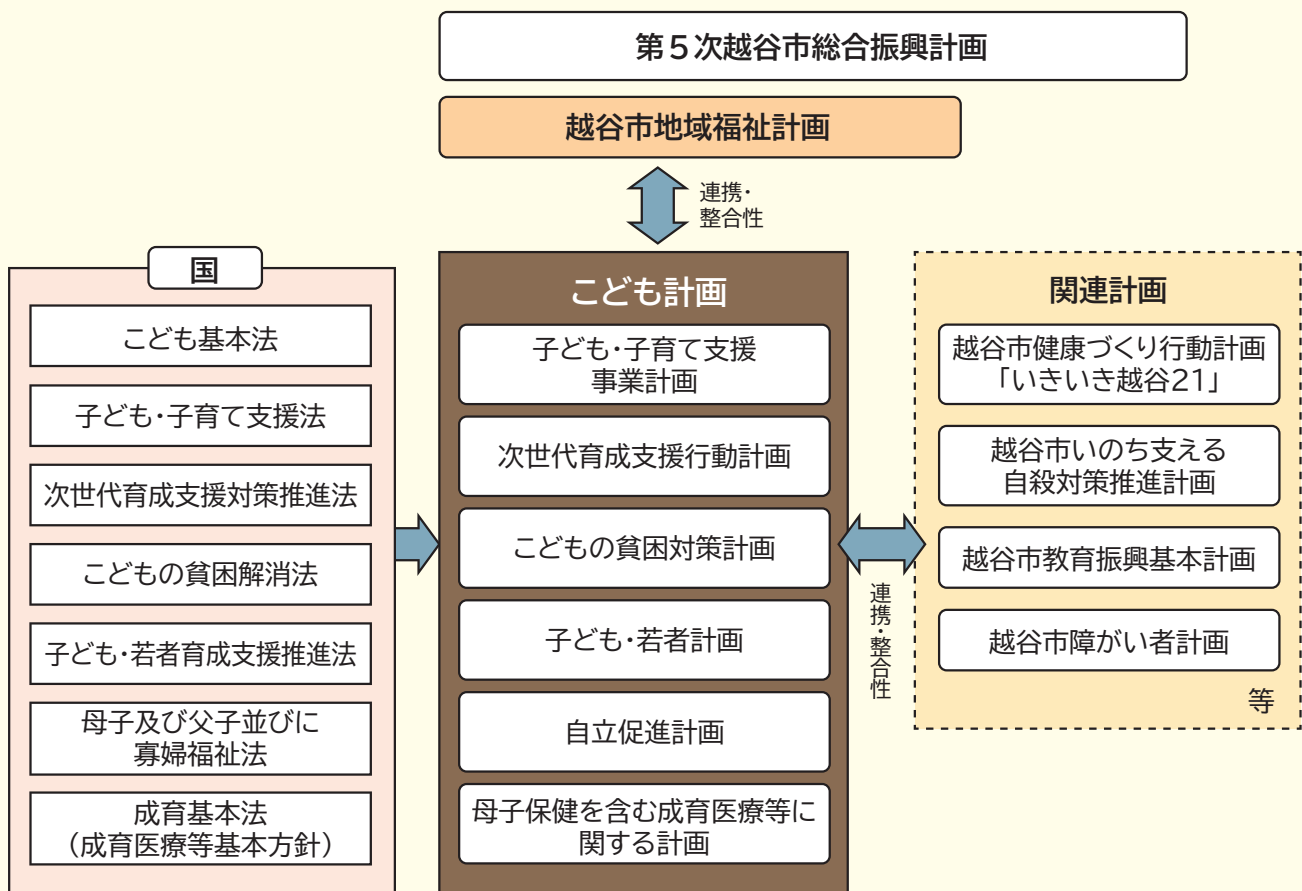
令和5年4月、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、全てのこども・若者の権利擁護と将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）を実現するために「こども基本法」が施行されました。

地方自治体においては、こども基本法の基本理念に基づき、こども施策に関して国等と連携を図りつつ、こどもの状況に応じた施策を策定・実施する責務について規定されていることから、新たに「第1期越谷市こども計画」を策定しました。

## 計画の位置付け・期間

本計画は、こども基本法に基づく「こども計画」として策定しています。また、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画など下記図のとおり各種法に基づく計画を内包しています。また、本市の上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」・「越谷市地域福祉計画」や関連計画の連携・整合を図っています。

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年です。



## 計画の基本理念

越谷市は、地域・社会全体でこども・若者をあたたかく見守り、支えることで、全てのこども・若者が自分らしく自らの希望を叶えられる、そして支える側である大人も含め、全ての人が輝くまちをつくれます。

みんなでこども・若者の

<sup>いま</sup>現在と<sup>サポート</sup>未来を応援し、

輝くまちをつくる

～わたしらしく遊べる・学べる・働ける・育めるまちこしがや～

## 計画の基本目標

### 基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

こども・若者の権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども・若者自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図るほか、こどもたちの安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

### 基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

安心して妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに過ごせるよう、各種健康診査や保健指導を充実し、安心して子育てができるようサポートします。幼児期から学童期にかけては、こどもの心身の健全な発育・発達を促すところと体の健康づくり、食育や運動機会の充実を図ります。

### 基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

働き方やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援サービスの充実を図ります。こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援する一方、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

### 基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者が健やかに成長できるよう支援するとともに、家庭・学校・地域の連携に努めます。また、就労形態の多様化に対応し、企業等の取組を支援するなど、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

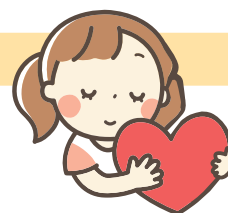
## 基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

### 1 こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり

こども・若者一人ひとりを守るため、こどもの権利について広く市民への周知を図ります。また、こどものいじめや虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実に努めるとともに、被害を受けたこども・若者に対し、様々な形で支援を行います。さらには、様々な場面でこどもが参画し、意見を反映できる機会づくりを進めます。

#### 市の施策

- こども・若者の権利の擁護
- 各種こども相談事業の充実
- こどもの虐待防止対策の拡充
- ヤングケアラーへの支援
- こども・若者の意見の尊重や参画の促進
- こどもに対するいじめ防止対策の拡充
- こども・若者のいのち支える取組の推進



### 2 安全で生活しやすい環境づくり

こどもの交通事故の防止に向けて、安全性の高い道路や歩道整備と交通安全教育を進めます。また、子育て中の人が利用しやすいバリアフリー等のユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設等の整備や、子育て家庭が暮らしやすい住環境の整備を進めます。また、こどもが犯罪等の被害に遭わないよう安全教育を推進するとともに、通学路の巡回など、地域や民間事業者との連携により安全で生活しやすい環境づくりを進めます。

#### 市の施策

- 安全な道路交通環境の整備
- 安全教育の推進
- こどもを犯罪から守る安全なまちづくり
- ユニバーサルデザインと外出支援の推進
- 子育て世帯の住宅確保への支援



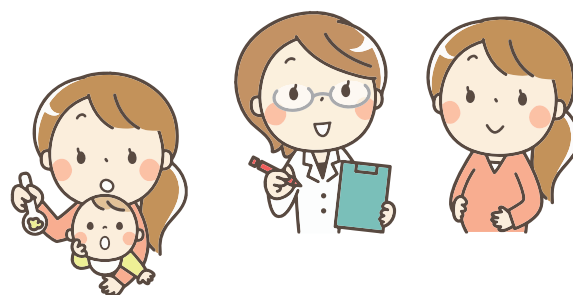
## 基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

### 1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

妊娠・出産に係る母子保健事業を通じて、母子の健やかな成長を図り、適切な支援を提供するとともに、育児不安の解消や育児への助言、情報提供等の支援を行います。あわせて乳幼児の発達段階に合わせた食育と健康づくりを推進します。

#### 市の施策

- 乳幼児健診等の充実
- 妊娠期・産後の育児支援の充実
- 不妊治療に関する情報提供
- 乳幼児期の食育・健康づくりの推進



### 2 こどもの健やかな成長の支援

こどもの生涯にわたる健やかな身体づくりに向けて、健康教育や身近な地域で様々な運動・身体活動に親しむことができる環境を整備するとともに、親と子の望ましい食習慣や生活リズムの確立に向け、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・家庭・学校・地域が連携し、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

あわせて、小児医療体制の充実を図るとともに、安心して地域で子育てをするために、引き続き「かかりつけ医」の普及・啓発を行います。

#### 市の施策

- 健やかな身体づくりの推進
- 食育の推進
- 食事づくり等の体験活動
- 小児医療の充実



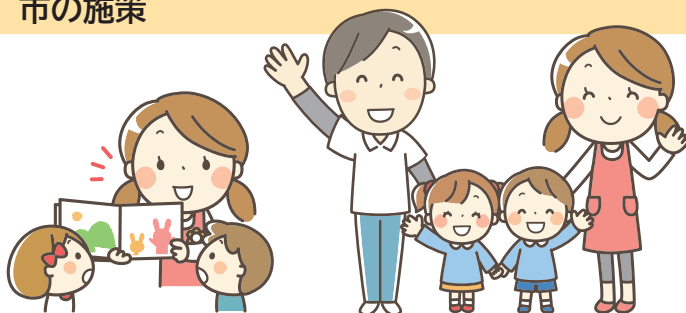
## 基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

### 1 子育て支援サービスの充実

子ども・子育て支援制度に基づき、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所等の安定的な提供に努めるとともに、幼稚園や学校、地域と連携し、就学前の教育・保育を充実します。また、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実と保育人材の育成と確保による保育の質の向上、地域における各種子育て支援サービスの充実を図ります。

#### 市の施策

- 保育施設等の整備・改修等
- 保育人材の確保と育成
- 多様で良質な保育サービスの充実
- 各種子育て支援サービスの充実



### 2 子育て家庭と地域のつながり

子育て中の保護者同士・地域の子育てサークル等がつながり、交流することで、子育ての力を高めていく場や機能の充実を図ります。また、子育てサークルや関係機関が連携して子育て家庭を支援する地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の拡充を図ります。

#### 市の施策

- 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供
- 子育て支援の輪と人材の確保



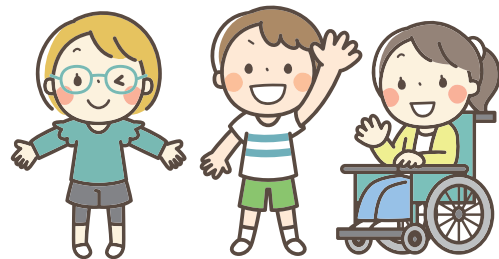
### 3 困難を抱える子どもや家庭への重層的支援

こどもの貧困には複合的な要因が相互に関連しているため、経済的支援をはじめ、教育支援、保護者の就労支援や生活支援など幅広い視点から総合的に貧困の状況にある子どもと家庭への支援を行います。

こどもの障がいを早期に発見し、適切な支援につなげていくとともに、障がい児に対する療育や相談支援体制の充実を図ります。更に、障がい児のいる家庭の負担軽減や、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と生活の自立に向けた相談支援の充実、外国人家庭等への支援の充実を図ります。

#### 市の施策

- 生活困難を抱える子ども・家庭への支援
  - ① 経済的な支援
  - ② 教育の支援
  - ③ 保護者の就労や生活支援
- ひとり親家庭の自立支援策の拡充
- 配慮が必要な子ども（障がい児等）への支援
  - ① 障がい児の発達支援の拡充
  - ② 障がい児のいる家庭の負担軽減の充実
- 外国人家庭等への支援

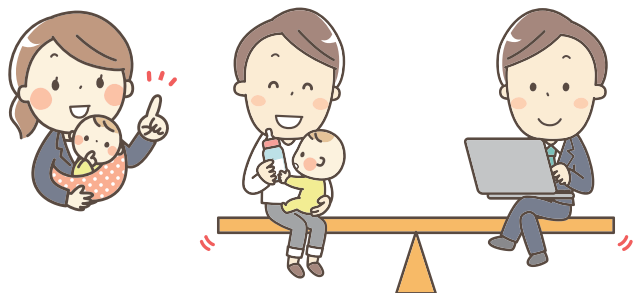


### 4 子育てしやすい就労環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できるような働き方の見直しに向けた意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。また、男性の育児参画の増加を受け、父親に対する子育て支援を充実するとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、女性の就職支援や就労継続に向けた支援を推進します。

#### 市の施策

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 男性の育児参加の促進
- 子育てを応援する企業の啓発
- 就労支援と就労継続のための支援



## 基本目標4

## こども・若者を地域全体で育む

### 1 こどもの居場所・体験機会の提供

全てのこどもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育室の整備を着実に進め、待機児童の早期解消を図ります。あわせて不登校児童・生徒等の相談支援体制の拡充や居場所の充実を図ります。また、こどもが成長できる場所や活動機会の提供を推進します。

#### 市の施策

- 放課後児童対策の充実
- こどもの居場所・遊び場づくり
- 不登校児童生徒への支援の充実
- こどもが成長できる場や機会の提供
  - ① 多様な体験の場の提供
  - ② 読書に親しむ環境づくり
  - ③ 豊かな心を育む事業の推進



### 2 家庭・学校・地域の連携の推進

学校と地域が連携し、多様な地域住民・団体との交流や、多様な地域資源の活用、地域の人の学校運営・教育活動への参加を促しながら、地域に開かれた個性豊かな学校づくりを推進します。こども・若者のスポーツ・レクリエーション機会の提供に向けて、学校施設の活用を進めます。あわせて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、地域の人材活用等を通じて、家庭や地域の教育力の向上とこどもの育ちを地域で見守る体制づくりに努めます。

#### 市の施策

- 地域住民との交流の促進
- 個性豊かな学校づくり
- 家庭や地域の教育力の向上

### 3 こども・若者の健全育成と自立支援

発達段階に応じて、生命の尊さや自分や他者を尊重することを含む性に関する教育、喫煙や薬物等に関する教育によりこどもの心身の健全な育成を図るとともに、就労体験や職業体験を通じて、こどもが将来を考え、職業意識を形成する支援を行います。また、若い世代が自発的に交流・活動できる場の創出や社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援に努めます。

#### 市の施策

- こどもに対する保健教育の推進
- 就労や職業を考える教育機会の提供
- 若者の交流と活動の場の充実
- 社会生活に困難を有するこども・若者の早期発見と支援



## 子ども・子育て支援事業の展開

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指しています。

### 子ども・子育て支援制度の概要



「教育・保育給付」及び「施設等利用給付」は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

また、令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(「乳児等支援給付」として「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の実施を予定しています。

### 認定区分と提供施設

| 認定区分                 |       | 保育の必要性 | 対象施設・事業                                                             | 認定に要する保育必要量     |
|----------------------|-------|--------|---------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1号                   | 満3歳以上 | なし     | 幼稚園、認定こども園                                                          | 教育標準時間          |
| 2号                   |       | あり     | 保育所(園)、認定こども園                                                       | 保育短時間<br>保育標準時間 |
| 3号                   | 満3歳未満 |        | 保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業                                               |                 |
| 新1号                  | 満3歳以上 | なし     | 幼稚園、特別支援学校幼稚部                                                       | 不要              |
| 新2号                  | 3～5歳  | あり     | 認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、<br>預かり保育事業、一時預かり事業、<br>病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 |                 |
| 新3号                  | 0～2歳  |        |                                                                     |                 |
| 【乳児等支援給付認定】<br>満3歳未満 |       | なし     | 保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等                                          | 不要              |

## 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市においては、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析等をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案するとともに、市民の多様なニーズに対し、より柔軟に対応するため、市全域を1区域に設定します。

## 教育・保育等の見込み量と確保方策

### ◇教育・保育

市内に居住する0～5歳のこどもについて、現在の保育所（園）、幼稚園、認定こども園の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの幼児期の学校教育・保育等の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業等による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業等を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童解消を前提とします。

| 認定区分 | 内 容                                | 令和12年4月1日 |        |
|------|------------------------------------|-----------|--------|
|      |                                    | 量の見込み     | 確保方策   |
| 1号認定 | 満3歳以上<br>幼稚園及び認定こども園を利用            | 3,469人    | 5,231人 |
| 2号認定 | 満3歳以上<br>保育所（園）及び認定こども園を利用         | 2,882人    | 4,455人 |
| 3号認定 | 満3歳未満<br>保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業を利用 | 2,612人    | 2,947人 |



## ◇地域子ども・子育て支援事業

現在の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定します。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を設定し、実施時期や提供体制の確保策を定めます。

| 認定区分                        | 内 容                                                                                                                            |                  | 令和11年度               |                                                               |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------|
|                             |                                                                                                                                |                  | 量の見込み                | 確保方策                                                          |
| 利用者支援事業                     | <p>こどもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報の集約や提供等による円滑な利用者支援を行います。</p> <p>また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や妊産婦・その配偶者等に対する伴走型相談支援を行います。</p> | 基本型<br>特定型       | 1か所                  | 1か所                                                           |
|                             |                                                                                                                                | こども家庭<br>センター型   | 1か所                  | 1か所                                                           |
|                             |                                                                                                                                | 妊婦等包括<br>相談支援事業型 | 4,775回               | 市保健師及び助産師による面談等                                               |
| 延長保育事業<br>(時間外保育事業)         | 就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所(園)等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。                                                                 |                  | 3,222人／年             | 6,116人／年                                                      |
| 放課後児童クラブ<br>(学童保育室)         | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。                                                                    |                  | 3,750人／年             | 3,854人／年                                                      |
| 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ)      | 保護者が疾病や就労、育児疲れなどにより、こどもを養育することが困難な場合、児童福祉施設等で一定期間、こどもを預かります。                                                                   |                  | 11人／年<br>(延べ人数)      | 50人／年<br>(延べ人数)                                               |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>(こんにちは赤ちゃん事業) | 生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じるほか、母子保健サービスの情報提供等を行います。                                                      |                  | 2,170人／年             | 市保健師及び<br>委託助産師による<br>面談等                                     |
| 養育支援訪問事業                    | こどもの発育や発達及び子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭等、養育支援が必要な家庭に保健師が訪問し、保護者が適切な育児ができるよう支援を行います。                                                  |                  | 415人／年               | 市保健師による<br>訪問                                                 |
| 地域子育て支援<br>拠点事業             | 地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。                                               |                  | 65,293人／年<br>(延べ人数)  | 子育てサロン<br>5か所<br>地域子育て支援センター<br>14か所                          |
| 一時預かり事業                     | <p>家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育ステーション、地域子育て支援センター、幼稚園、認定こども園等において、一時的な預かりを行います。</p>                             | 幼稚園型             | 183,025人／年<br>(延べ人数) | 183,025人／年<br>(延べ人数)                                          |
|                             |                                                                                                                                | 幼稚園型<br>以外       | 14,211人／年<br>(延べ人数)  | 40,605人／年<br>(延べ人数)                                           |
| 病児保育事業                      | 児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所(園)等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行い、また、保育中に体調不良となった児童を保育所(園)の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。               |                  | 1,381人／年<br>(延べ人数)   | 病児保育<br>4100人／年<br>(延べ人数)<br>ファミサポ(病児対応型)<br>104人／年<br>(延べ人数) |
| ファミリー・サポート<br>・センター事業       | 児童の送迎や預かり等の援助を受けることを希望する保護者(利用会員)と、援助を行うことを希望する市民(提供会員)との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。                                |                  | 2,282人／年<br>(延べ人数)   | 2,282人／年<br>(延べ人数)                                            |

| 認定区分               | 内 容                                                                                                                                                                     | 令和11年度           |                     |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------|
|                    |                                                                                                                                                                         | 量の見込み            | 確保方策                |
| 妊婦健康診査             | 妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付します。                                                                                                                                      | 2,200人／年         | 全国の産科医療機関、助産院において実施 |
| 産後ケア事業             | 訪問型、宿泊型、通所型の3種類のサービスがあります。助産所・産科医療機関等で、対象者に対し、健康管理・乳房ケア・授乳指導・育児手技指導・育児相談等を実施します。<br>宿泊型・通所型については、食事の提供や療養支援（乳児保育）も含まれます。                                                | 304人／年<br>(延べ人数) | 産科医療機関・助産院において実施    |
| 子育て世帯訪問支援事業        | 訪問支援員が、対象となる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。                                                                     | 62人／年<br>(延べ人数)  | 支援員による訪問            |
| 親子関係形成支援事業         | こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 | 30人／年            | 講座を開催               |
| 実費徴収に係る補足給付事業      | 各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。                                                                               | 513人／年<br>(延べ人数) | 513人／年<br>(延べ人数)    |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 児童育成支援拠点事業多様な事業者の新規参入を支援するなどにより、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るために実施する事業です。                                                                                                    | —                | —                   |

## 計画の推進

### ◇計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

### ◇計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、市ホームページ等を通じて公表していきます。

### 第1期越谷市こども計画【概要版】

発 行：令和7年3月

企画・編集：越谷市子ども家庭部 子ども施策推進課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話 048-963-9165(直通) FAX 048-963-3987

URL <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>